

緑ヶ丘公民館開館50周年

令和3年
7月1日号



緑ヶ丘公民館 だより

【発行】厚木市立緑ヶ丘公民館
【所在地】厚木市緑ヶ丘2-2-1
【電話】221-7556 【FAX】296-2052
【Eメール】8622@city.atsugi.kanagawa.jp

地域子ども教室

参加自由・申込不要・無料

「鉄道模型運転体験教室」

鉄道模型を運転してみよう！

本物のようによくできたSLから新幹線まで、HOゲージ・Nゲージの鉄道模型を運転士になったつもりで運転してみませんか？ さあみんなで出発進行！！

【日時】 7月25日(日) 10時～15時
【場所】 緑ヶ丘公民館 2階 学習室
【協力】 厚木市D5 1 蒸気機関車保存会



来場者には 鉄道ぬりえプレゼント！（先着順）

【問合せ】 緑ヶ丘公民館（電話：221-7556）

夏休み！ 親子フラワーボトル教室

【日時】 8月9日(月) 10時～12時
【場所】 緑ヶ丘公民館 2階 学習室
【募集人数】 親子（市内在住・在学・在勤）9組18人（1組2人）
【参加費】 500円(1人)
【講師】 日本フラワーボトル協会一級講師 玉利まり子氏
【申込み】 7月25日(日)までに緑ヶ丘公民館へ直接または電話(221-7556)

フラワーボトルとは、お花の色や美しさをそのままに、空きビンの中でドライフラワーを作るものです。

一度作りかたを覚えてしまえば、記念日にプレゼントされた花や、一生懸命育てた草花を色鮮やかなまま残すことも可能です。

親子で素敵なフラワーボトルを作ってみませんか？

新型コロナウイルス感染拡大状況によって、学級・講座等の公民館事業を中止又は延期にする場合があります。
ご理解をお願いいたします。

緑ヶ丘公民館を利用される皆様へ

7月12日（月）は、公民館の定期清掃となりますので、18時まで貸館業務はお休みとなります。
なお、証明発行業務等は通常どおりとなります。
ご理解・ご協力をお願いいたします。



移動番屋の日程について

市民安全指導員が防犯に関する情報の提供や御相談をお受けいたします。
防犯啓発物品も配布しておりますので、お気軽にお立ち寄りいただき、日頃の防犯にお役立てください。

【緑ヶ丘公民館】

- 1 日時 7月29日（木） 10時～午前11時30分
9月30日（木） 10時～午前11時30分
- 2 場所 公民館玄関前

【緑ヶ丘郵便局】

- 1 日時 7月20日（火） 10時～午前11時30分
8月12日（木） 10時～午前11時30分
9月2日（木） 13時30分～15時
- 2 場所 郵便局入口付近

（※天候等により、時間を変更する場合があります。）

【問合せ】 セーフコミュニティくらし安全課 電話：225-2148



食の知識・技術を身に付け、食生活改善推進員として地域に貢献

「あつぎ食育アドバイザー養成講座」

食の豊富な知識を身につけて、食生活改善や食育の推進
を地域で行うボランティアを養成します。家庭でも生かせる
食の知識が学べます！！

【日にち】

- ①9月2日～10月27日（全9回・2か月コース）
- ②11月2日～12月22日（全9回・2か月コース）

【会 場】 あつぎ市民交流プラザ

【定 員】 食のボランティアとして活動する意欲がある
市内在住 20歳以上の方各 12人

※①は託児あり（抽選5人）

【費 用】 500円（テキスト代）

【申込期間】 7月1日～8月6日

（土日祝日を除いた8:30～17:15）

【申込方法】 申込書に必要事項を記入の上、郵送（8月6
日必着）又は直接健康づくり課へ（抽選）

※申込書（兼チラシ）は市ホームページ又は公民館で入手可。

【問合せ】 〒243-0018 厚木市中町1-4-1

厚木市保健福祉センター 健康づくり課 電話：225-2201

◇ 居住誘導区域（がけ地近接等危険住宅） 移転事業補助金のご案内

土砂災害などのおそれのある危険区域から住宅を移転され
る方に対して、既存住宅の撤去費用や、移転先の住宅の
建設費用などの一部を補助します。

また、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進
計画」に定める居住誘導区域内へ移転する場合は、引越し
代などの移転に関する費用についても補助します。

【対象】 市が定める危険住宅にお住まいの方で、既存
の住宅を除却し、安全なエリアへ移転する方

【補助上限額】（一戸当たり）

①除却等費（住宅の撤去及び跡地整備に要する費用）
…97万5千円

②建設助成費（住宅の建設・改修や土地の購入に要する費用）
…421万円

③移転等費（引越し代、仮住居費など）…50万円

※②は、金融機関から資金を借り入れた場合におけ
る、借入金の利子に対する補助となります。

※③は、移転先が居住誘導区域内の場合に限ります。
区域の詳細については、担当へお問い合わせ
ください。

【問合せ】 都市計画課 電話：225-2400